特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
19	介護保険料賦課・徴収事務及び介護給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、介護保険料賦課・徴収事務及び介護給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

令和8年3月23日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険料賦課・徴収事務及び介護給付事務
②事務の概要	介護保険法、その他介護保険に関する法令に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、要介護認定、受給者管理および保険給付を行う事務である。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）（平成25年5月31日法律第27号）別表　項番100の規定により、以下の事務において、特定個人情報ファイルを利用する。 1. 介護保険資格の取得、喪失の決定及び管理 2. 介護保険料の算定、賦課及び納付状況の管理 3. 介護サービス受給のための介護認定申請の受付及び認定 4. 負担限度額認定及び給付制限の実施 5. 高額介護サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費等の介護給付の申請受付及び決定 6. 被保険者の住所等の管理 7. 介護保険に係る証明書の発行 ・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
1. 介護資格ファイル 2. 介護保険料賦課・徴収ファイル 3. 介護認定ファイル 4. 介護保険受給者台帳ファイル 5. 介護給付ファイル 6. 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項　別表の100項（介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で主務省令で定めるもの） 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 （表における情報提供の根拠） 第四欄（利用特定個人情報）に介護保険に関する情報が含まれる項（2，3，7，11，15，42，56，65，69，70，80，83，86，87，108，115，116，125，128，132，144，161の項） （表における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項（131，132の項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高齢者支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号　0833-72-1401
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部高齢者支援課介護保険係　山口県光市光井二丁目2番1号　0833-74-3003
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット紹介を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認をおこなうようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護保険システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証及びパスワード認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適正な管理をとっており、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ－5－②	高齢者支援課長　中邑　賢治	高齢者支援課長　植本　一彦	事後	平成28年4月1日付人事異動のため
平成29年9月6日	Ⅰ－4－②	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付関係情報及び介護保険法に係る情報」が含まれる項（1，2，3，4，6，26，30，33，39，42，56の2，58，61，62，80，87，90，94，95，117の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付情報及び介護保険法に係る情報」が含まれる項（93、94項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号） （情報提供）第1，2，3，4，6，19，25，30，32，33，43，44，47条 （情報照会）第46,47条	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付関係情報」及び「介護保険法第百三十六条第一項、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項（1，2，3，4，6，8，11，26，30，33，39，42，46，56の2，58，61，62，80，83，87，90，94，95，108の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付関係情報」、「介護保険法第百三十六条第一項、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」及び「介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項（11，93，94項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号） （情報提供）第1，2，3，4，6，7，10，19，25，30，32，33，43，44，47，55条 （情報照会）第10，46，47条	事後	平成29年1月の主務省令改正にともなう見直しによる。
平成29年9月6日	Ⅰ－7	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401	事後	平成29年4月1日付変更
平成29年9月6日	Ⅰ－3	1・番号法第9条第1項（利用範囲） 2・別表第一の68項（介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で主務省令で定めるもの 3．行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条	1・番号法第9条第1項（利用範囲） 2・別表第一の68項（介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で主務省令で定めるもの 3．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条	事後	誤記修正
平成30年6月11日	Ⅰ－5－②	高齢者支援課長　植本　一彦	高齢者支援課長　中邑　賢治	事後	平成30年4月1日付人事異動のため
令和1年6月28日	Ⅰ－5－②	高齢者支援課長　中邑　賢治	高齢者支援課長　松村　雄之	事後	平成31年4月1日付人事異動のため
令和1年6月28日	Ⅰ－5－②	高齢者支援課長　松村　雄之	課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ	－	新様式への変更に伴い、「Ⅳ　リスク対策」について記載	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ－1－②	－	・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事後	ぴったりサービス開始のため
令和1年6月28日	Ⅰ－1－③	－	・サービス検索・電子申請機能	事後	ぴったりサービス開始のため
令和2年6月10日	Ⅱ－1	2015/4/30	2020/4/30	事後	保護評価の再実施のため
令和2年6月10日	Ⅱ－2	2015/4/30	2020/4/30	事後	保護評価の再実施のため
令和4年7月22日	Ⅰ－4－②	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付関係情報」及び「介護保険法第百三十六条第一項、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項（1，2，3，4，6，8，11，26，30，33，39，42，46，56の2，58，61，62，80，83，87，90，94，95，108の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付関係情報」、「介護保険法第百三十六条第一項、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」及び「介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項（11，93，94項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号） （情報提供）第1，2，3，4，6，7，10，19，25，30，32，33，43，44，47，55条 （情報照会）第10，46，47条	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付関係情報」及び「介護保険法第百三十六条第一項、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項（1，2，3，4，6，8，11，26，30，33，39，42，46，56の2，58，61，62，80，83，87，90，94，95，108，117の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付関係情報」、「介護保険法第百三十六条第一項、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」及び「介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項（11，93，94項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号） （情報提供）第1，2，3，4，6，7，10，19，25，30，32，33，43，44，47，55，59条の2の3 （情報照会）第10，46，47条	事後	修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	Ⅰ－1－②	介護保険法、その他介護保険に関する法令に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、要介護認定、受給者管理および保険給付を行う事務である。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）（平成25年5月31日法律第27号）別表第一、項番68の規定により、以下の事務において、特定個人情報ファイルを利用する。 1. 介護保険資格の取得、喪失の決定及び管理 2. 介護保険料の算定、賦課及び納付状況の管理 3. 介護サービス受給のための介護認定申請の受付及び認定 4. 負担限度額認定及び給付制限の実施 5. 高額介護サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費等の介護給付の申請受付及び決定 6. 被保険者の住所等の管理 7. 介護保険に係る証明書の発行 ・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	介護保険法、その他介護保険に関する法令に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、要介護認定、受給者管理および保険給付を行う事務である。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）（平成25年5月31日法律第27号）別表　項番100の規定により、以下の事務において、特定個人情報ファイルを利用する。 1. 介護保険資格の取得、喪失の決定及び管理 2. 介護保険料の算定、賦課及び納付状況の管理 3. 介護サービス受給のための介護認定申請の受付及び認定 4. 負担限度額認定及び給付制限の実施 5. 高額介護サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費等の介護給付の申請受付及び決定 6. 被保険者の住所等の管理 7. 介護保険に係る証明書の発行 ・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事後	法改正等に伴う改正
令和7年3月25日	Ⅰ－3	1. 番号法第9条第1項（利用範囲） 2. 別表第一の68項（介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で主務省令で定めるもの 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条	1. 番号法第9条第1項　別表の100項（介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で主務省令で定めるもの） 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条	事後	法改正等に伴う改正
令和7年3月25日	Ⅰ－4－②	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付関係情報」及び「介護保険法第百三十六条第一項、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項（1，2，3，4，6，8，11，26，30，33，39，42，46，56の2，58，61，62，80，83，87，90，94，95，108，117の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付関係情報」、「介護保険法第百三十六条第一項、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」及び「介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項（11，93，94項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号） （情報提供）第1，2，3，4，6，7，10，19，25，30，32，33，43，44，47，55，59条の2の3 （情報照会）第10，46，47条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 （表における情報提供の根拠） 第四欄（利用特定個人情報）に介護保険に関する情報が含まれる項（2，3，7，11，15，42，56，65，69，70，80，83，86，87，108，115，116，125，128，132，144，161の項） （表における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項（131，132の項）	事後	法改正等に伴う改正
令和7年3月25日	Ⅳ－8		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か：十分である 判断の根拠：マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット紹介を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認をおこなうようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式変更による追加
令和7年3月25日	Ⅳ－11		最も優先度が高いと考えられる対策：3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 当該対策は十分か：十分である 判断の根拠：介護保険システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証及びパスワード認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適正な管理をとっており、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更による追加
令和8年3月23日	Ⅱ－1	令和2年4月30日　時点	令和8年1月31日　時点	事後	保護評価の再実施のため
令和8年3月23日	Ⅱ－2	令和2年4月30日　時点	令和8年1月31日　時点	事後	保護評価の再実施のため